

反転と重ね合わせの技法へ

Toward the Art of Inversion / Turning

— On the Guidance for Reform of the Person Sentenced to Imprisonment —

小 澤 豊
Yutaka OZAWA

目 次

- 1 はじめに
- 2 釈放前指導としての「言葉を預ける」
 - (1) 釈放前指導とは
 - (2) 釈放前指導の抱える課題
 - (3) 目的と内容
- 3 「言葉を預ける」の特徴と着想
 - (1) 課題としての特徴
 - (2) 実務からの着想
- 4 おわりに

1 はじめに

刑事施設（刑務所や拘置所を指す。以下、同じ。）に収容されている多くの受刑者がいつの日か私たちの住む一般社会に戻ることは周知の事実である。当時、社会の耳目を集めたようなあの事件を起こし、その罪を償うべく刑事施設に収容され、刑に服している者の多くは、いずれその刑期を終えれば社会に戻るのである。

一般的にも知られているこのことは、マスメディアから時折流れる出所についての報道や、あるいはこれまでに学んだ刑事法令についての知識に基づくものだが、改めてこの事実を噛みしめてみると、頭ではすでに整理がついているものであるにもかかわらず、心中に一抹の不安や疑問を抱く方が多いのではないだろうか。

それを言葉にしてみれば、「刑務所を出てから、彼らは再犯せずに、普通の社会人として生活できるのか。」という刑務所出所者に向けられる問い、「刑務所では、再犯させないために受刑者にどのような働きかけをしているのか。」という収容している施設に向けられる問い、そして、「私は刑務所から出てきた人を隣人として迎えることができるだろうか。」という、語り手である自分自身への問いかけもそこには幾分かはあるだろう。

このように、刑務所を出所することについて思いを巡らすことはその人に問いかけを巻き起こす。

平成17年5月に、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行され、翌年6月に未決拘禁者等の処遇も含めた「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」（以下「法」という。）が施行された。

以降、現在に至るまで、刑務所では、改善更生や円滑な社会復帰に向けて働きかけることを受刑者処遇の原則として、具体的には「作業」、「教科指導」、「改善指導」（これらの総称を「矯正処遇」という。）を中心として日々の処遇が展開している。

そのうち、教育的な働きかけを意図した処遇として、上記「改善指導」、「教科指導」のほか、入所段階で行われる「刑執行開始時指導」、そして出所間近に行われる「釈放前指導」等が「矯正指導」という名称のもとで行われており、それぞれが入所段階での動機づけ、収容期間を通じた個々の受刑者の特性に応じた指導の実施、そして出所段階での振り返りと社会復帰に向けた心構えの確認として位置づけられている。

刑事収容施設法が施行されてから9年が経過する現在、特に「薬物依存離脱指導」や「性犯罪再犯防止指導」といった領域では、認知行動療法を基盤とした指導プログラム、また、それらプログラムの効

果を検証する体制が整備されており、本人の再犯行動を引き起こす認知の歪みを明らかにすること、また、再犯行動をとりそうな場合の対処法を習得させることを課題とした指導を展開し¹、再犯防止に向けた取組が一層推進されている。

さらに、平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定『再犯防止に向けた総合対策』においても、今後10年間の取組における数値目標として、「刑務所出所後2年以内に再び刑務所に入所する者等の割合を今後10年間で20%以上削減する」ことが掲げられ、刑事手続全体の中でも犯罪者が社会復帰する直前に位置づけられる矯正行政において、再犯防止に向けた意図的計画的な働きかけは喫緊の課題であり、それ故、矯正施設に勤務する職員は再犯防止という社会の期待に応える責務を負っている。

その一方で、受刑者が円滑に社会復帰するに至るまでの過程は、復帰後の社会環境によって出所者一人ひとりで大きく異なるものであるが、そもそも平坦なものではない。また、受刑者にはそれぞれ送ってきた長い社会生活があり、社会生活を一新させること自体が非常に困難な試みである。犯罪に直結するリスクに焦点を当てた教育プログラムを整備し実施することは、犯罪を起こさない(犯罪から身を遠ざける)生活を促す契機になり得るが、実のところ、受刑生活を通じて受けた指導から学んだ事柄を社会復帰後、「なかったことにするか、あったことにするか」はすべて本人に任されており、また、実のところ当の本人ですら確証をもって語りきれない側面があるという意味ではいつまでも不安定な要素を内に含んでいることも事実である。

そうした不安定さを知る実務家としての筆者は、刑務所出所者が受刑生活を通じて受けた指導を「あったこと」として自分に人生に位置づけるためには、過去(これまでの社会生活)と将来(出所後の社会生活)との中間項に受刑生活を位置づけることであり、そのためには、「過去」と「未来」とを「繋ぎ止める」試みが必要であると考えた。

本稿は、こうした着想に基づいて、平成24年から福島刑務所において、釈放前指導の一環として始めた「言葉を預けるーリマインダー・カード(以下「言葉を預ける」と略記する。)」の取組について(1)その概要を説明し(2)社会復帰を間近にした受刑者への処遇を視野に入れたその特徴を説明す

る。

そして最後に、(3)現象学を学ぶ実務家としての筆者が、現在の視点から「実務家がその方法として「言葉を預ける」を着想したことについて」考察する。

なお、本稿に関する見解は、あくまで本職に帰するものであり、法務省矯正局によるものではないことをあらかじめご了承ください。

2 釈放前指導としての「言葉を預ける」

(1) 釈放前指導とは

「言葉を預ける」について語る前に、釈放前指導について説明しなければならない。

釈放前指導とは、受刑者を対象にして行う矯正指導の一つであり、「釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導」(法85条)を内容とし、釈放する日からおおむね2週間の期間中に行うこととされている。

実施に当たっては標準的なカリキュラムが整備されている一方、対象である受刑者は初犯から累犯、また、刑期についても1年未満の者から数十年の者までと多様であることを踏まえ、それぞれの刑務所において標準カリキュラムを基にしながら、現に収容している受刑者の特性を踏まえた上で実践的なカリキュラムを個々に定めて実践している実情にある。

標準的なカリキュラムの項目としては、①オリエンテーション、②社会復帰の心構え等(将来の生活設計、望ましい人間観、自己の問題点と課題)、③釈放と保護(仮釈放者についてはその意義や保護観察期間中の遵守事項について、更生保護関係)、④就労(労働状況、雇用・賃金の状況について)⑤社会保障(年金、健康保険、生活保護について)⑥社会生活への適応(収容中の社会変化、家庭や地域社会及び職場における望ましい人間関係の在り方について)⑦法律関係手続⑧健康管理等の指導⑨その他(諸手続)が示されている。

指導の形態についても、それぞれの施設の実情によって異なるが、共通して伝達すべき事項については小集団を編成する場合もあれば、プライバシーに配慮すべき事項については面接等、個別指導の形態

をとるものもある。

(2) 釈放前指導の抱える課題

釈放前指導は、その名のとおり釈放直前に行われる指導であるので、これまで拘禁された生活にあった者が社会に軟着陸できるよう、現在の社会情勢について学ぶ機会であるとともに、また、収容中に本人が受講した各種指導の内容を本人が十分理解し、実社会で生かすことができるかの最終確認（これまでの指導のフォローアップ）を受ける重要な指導の場である。例えば、刑期3年で、受刑生活2年3月目に薬物依存離脱指導を受講した者にとっては、受講後から半年以上が経過した時期となる釈放前指導の際、受講内容の確認と、学んだ事柄を実際の社会生活にどのように生かしていくのかのフォローアップをする場となる。

このように釈放前指導は、出所者の社会復帰と社会適応を後押しする非常に重要な位置づけである。しかし、その一方で、実施に当たっては実務上の課題が多い領域でもある。

まず一つ目には、集団編成の難しさである。指導をできる限り効果的効率的に行うため、また、出所者に共通した事項については小集団を編成して実施することが想定されるが、現実には、出所時期は五月雨であるため、集団編成自体が困難である。加えて、安易に集団を編成し、集団内で受講意欲に大きな差がある者同士を組み合わせると、ともすると集団全体が受講意欲の低い者の方へと流れるおそれがある。

二つ目には、そもそも対面での指導形態がリスクを伴うことである。釈放直前は誰でも多少の不安や動揺を抱えているのが当然であるが、中には処遇に対する潜在化した不満を抱えている者もあり、対面形式での指導場面がそのまま、これまでの自己の受けてきた処遇に対する不満を吐露する場に転化することがある。その不満の示す内容が適当であるかどうかは別としても、対面形式で指導を行う機会が、出所前には最も必要な「自身の内面へと向けられるべき意識の向き」のいくばくかを、外部へと転向させることにするのはなるべく避けたい。

誰もが、円滑な社会復帰を目的として言語的介入という方法で指導をするのだが、本人にその一つひとつの発言内容の意味を掘り下げて質問され、これ

に応じているうちに趣旨が堂々巡りをした挙句、当初の指導目的に達するばかりか争点ばかりを作ってしまうという事例もないわけではない。

そうしたやりとりの全てが無意味であるとは言えないが、釈放前指導の目的を踏まえた場合、当の受刑者本人が直接的に自分自身に目を向ける、そのような課題設定もまた必要と考える。

(3) 目的と内容

上記の課題も踏まえながら、出所者の円滑な社会復帰を下支えする取組として、平成24年8月から、福島刑務所では釈放前指導のカリキュラム中、「社会復帰の心構え等」に位置づけ、「言葉を預ける-リマインダー・カード」を始めた。

「リマインド (remind)」とは、「思い出させること」を意味し、「リマインダー・カード」という名称それ自体は、依存症治療の分野で用いられ、依存症の治療を受けている者が社会生活を送る中で再使用の誘惑に駆られた際、歯止めをかける（依存状態から離脱する決意を思い出させる）ための事柄をあらかじめ書いておいたカードを指す。「歯止め」の内容は、再使用を未然防止するためのものから、再使用してしまったがこれ以上使用しないためのものと様々な段階があり、カードの内容は①断酒や断薬の決意表明や望ましい回避行動をあらかじめ示した自分宛てのメッセージ②大切な人や大事な思い出の写真③信頼できる援助者の電話番号といったように多岐に渡る²。このように「言葉を預ける」という考え方自体は元々、依存症者の回復行動を社会生活においても持続できるようにするための取組に由来している。

本稿で扱う「言葉を預ける」は、依存症者に対する取組との比較で説明すると以下のようなになる。

- ①「依存症からの回復」という個別具体的な課題ではなく、「健全な社会生活を送る」という犯罪者処遇の一般的な課題を目的としている。
- ②目的達成の手段を将来の回復に必要な技術や方法というような「これからのテクニック」の習得ではなく、健全な社会生活を送ることを下支えする「これまでのエピソード」の掘り起こしとしている。
- ③習得を活用する手だてよりも、忘れていたことを思い出し、懐かしむ心情に基盤を置いている。

指 導	目 的	方 法	心的過程
依存症治療におけるリマインダー・カード	依存からの離脱 回避行動の具体化	離脱に向けた将来のテクニックの習得	対処法の習得
言葉を預ける - リマインダーカード	改善更生全般	更生に向けた過去のエピソード記憶の掘り起こし	振り返り → (忘却) → 思い出

「言葉を預ける」は、釈放前指導の一環として行うものだが、カード自体の作成は、刑執行開始時である入所時にすでに作成させる。

配布物は、カードとなる罫線を引いたA4用紙1枚と、カードに記載する内容として「支えとしている言葉や大切にしているもの」について、これまでのエピソード(誰かからの声や思い出の物)を交えて書くよう促す、A4用紙1枚の説明資料のみである。

作成したカードは、本人からの提出を受けた後、本人が釈放前指導に編入し、フォローアップの面接を受けるその日まで、教育担当部署において保管される。

カード作成の説明の際に、釈放前指導時にカードを返戻することを説明しているが、収容期間が数年に及ぶ者については、結果として当事者はその存在を忘却の彼方に置いていることが多く、返戻を受ける時ようやく思い出すがほとんどのようである。

さて、「言葉を預ける」で提出された内容を見てみよう。

- ◎「小学校の頃、親に言われて初めて叔母さんの家まで電車に乗って行くことになったが、電車に乗っていると、お婆さんが乗ってきたので席を譲ったら、そのお婆さんが電車を降りるとき、「ありがとうね」と言ってくれた。」
- ◎「平成●年頃、前の刑務所を出所してから仕事をきちんとして250万円貯めたことがあって、そのことを保護司の先生にえらく誉めてもらったことがあります。」

◎「中学校の時、当時の内閣総理大臣から新聞配達で表彰されたこと」

◎「小学校の運動会で綱引きで1位になって先生に誉められたこと」

◎「東日本大震災のとき、道路でガス欠だった車にガソリンをあげたこと」

(いずれも個人を特定できる内容を削除し、筆者が文意を損なわない程度に編集した。)

振り返る時期としては「小学生や中学生」の頃が多く、内容は「誰かを助けた思い出」や「誰かに誉められる(そして現に誉められた)出来事」が多い。

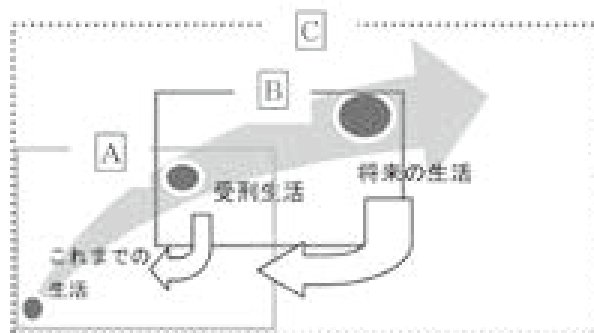
当然ながら、振り返りの度合いは受刑者個々人の能力によって大きく異なるし、具体的なエピソードを促す課題としている一方で、「人として生きてきたし、これからも生きていく。」(上記と同じく筆者が文意を損なわない程度に編集した。)といったように、この時とばかりに自分自身の人生観や生き様を列挙、誇示する事例も確かにある。しかし、喜ばしいことには、当初企画時点で懸念されていた、反社会集団に加わっていた頃の自分自身を賛美する内容や、将来に向けての犯罪行為の予告めいた内容というものはほぼ見られない。この点は特筆すべき点と考える。

3 「言葉を預ける」の特徴と着想

(1) 課題としての特徴

課題「言葉を預ける」の特徴を、形式面及び内容面から吟味すると以下のようなになる。

まず、形式面に着目すると、これまでの社会生活と現在の受刑生活、そして将来の社会生活との間にある「入子構造」を意識している。



上記したとおり、受刑者に対する改善に向けた指導をいかに充実させても、それを社会復帰後、「なかったことにするか、あるいは確かにあったことにするか」はすべて受刑者本人に委ねられている。そこで、現在の視点から、本人にとってなかったことにできない「これまでの社会生活」の部分振り返らせることで意識化される構造（図中の[A]）を強化することによって、現在の受刑生活における社会復帰に向けての学びを「確かにあったように意識化すること」（図中の[B]）、そしてこれら「入子」の入った一環とした人生を構造化できるようにすること（図中の[C]）を意図している。

「これまで（犯罪行為をしてきた昨日）」と「これから（再犯に至らない明日）」とを繋ぎ止める堅固な「今」の構築すること企図している。

次に内容面に着目した場合、大きく3つの特徴に分けて考えることができる。

①自己言及性

文字どおり自分自身について自らが語ることを基盤としている。自己言及型の課題には、受け取り手である職員の目からは一見して理解できないものや、それどころか、作成者である当の本人ですらそれが過去に本当にあった出来事であったのか、それとも記憶の中で構成したものなのかが判然としないものがある。この課題で重視しているのは、事実判断ではなく、「内面のドラマ」と言われるもののように、他人にはうかがいがい知れないが本人にとっては輝いている出来事の引き出しであって、極端に言えば、「中学校の頃、部活で県代表に選ばれたこと」について、それがもし市の代表だったとしても、はたまた、実は選ばれたことがなかったとしても、それが本人の中で心の拠り所になっているのであれば、それはそれでよいと考える。

また、本人自身が数年先の出所時の自分に読ませたいエピソードを記憶の中から取捨選択しているところも見逃すことができない。

②自尊性

課題の作成に際して、本人が「これだけは胸を張れるというような出来事」や「自分の感情が満たされた思い出」を振り返ろうとする営みそれ自体に内在する、自尊感情を回復させる効能を基盤としている。上記した『再犯防止に向けた総合対策』においても、就業、就学等の社会参画が再犯防止には有

効との指摘がされているところであるが、刑務所出所者も含め、社会参画について何らかのハンディキャップのある者に対する、いわゆる社会の受け皿が今後一層広がることを期待する一方で、社会参画への方へ足を踏み出すことや、伸ばされた支援の手に自らも手を伸ばすのは、どこまでも本人の意思にかかっている。

このような「敢えて前に出る」という体験は、社会常識の観点に立てば、必要と感じているのであれば、きっと本人がそれを求めてくるはず、と思われるところだが、矯正現場での実務経験上、特に高齢受刑者にはその枠組が当てはまらないと感じることが多い。それどころか客観的に見ても福祉的なニーズが高いと思われる者であるのに、福祉的な支援に手を伸ばそうとしないことさえ感じられる時がある。

このような支援からむしろ遠ざかっていくような態度の背景には、支援制度そのものに対して本人の理解が浅い場合や、または支援の前提となる対人関係自体にわずらわしさを感じ取りそこから距離を置こうとする場合もあるが、つまるところ前進することに対するためらいや、今更生き方を変えてもしょうがないといった感情が根底にあるように感じることがある。

課題において現れるエピソードの多くは、結果として本人と当時の他者や社会との繋がりについて触れた内容であることも多く、課題を通した振り返りが単なる自尊心の高まりに留まらず、社会の中で得られた自尊感情として本人に意識されることを期待している³。

③自筆性

作成された課題が自らの手で書きあげた作品であること、それ自体に由来する感銘力を基盤としている。考えてみると、私たちは不思議と他人の字の特徴を記憶している以上に、自身の筆致（筆遣いや筆圧）を見間違えることが少ない。また、自身に筆致に対し、親しみを超える以上の嫌悪を抱く人は少ないだろう。

大掃除や引越しのような、一年あるいは人生の折々の中で、昔書いた日記や記録に目が留まり、まるで将来の自分に寄せたようにも映るメッセージが妙な力となって心の奥に響き渡り、それらが今の自分を引き離さない、という経験は誰しもが経験した

ことがあるだろう。

それは書かれたメッセージの内容もさることながら、書いた当時の息遣いが、当の本人であるからこそ、その筆遣いを通してありありと伝わってくるからである⁴。

著者は、「言葉を預ける」が自分の今後の生き方を大きく転向するような類ではなくとも、自分自身で書いたことであることを受け止め、受け入れ、受け継ぎ、充足していた自分自身をこれからの自分に繋げ、人生の大筋から外さない、そのような効能に期待している⁵。

(2) 実務からの着想

これまで「言葉を預ける」の方法と特徴について述べてきた。

筆者は、刑務所における矯正指導を行う実務家の立場で「言葉を預ける」を構想し実践してきたが、この着想に至る背景には、筆者の拠って立つ現象学的な態度があったことが実感としてある。

「はじめに」でも触れたとおり、「受刑していた者が社会復帰すること」について思いを巡らすこと、それは人の中に様々な問いかけを巻き起こす課題であるが、実務家はそれらの問いかけに対して、再犯防止という社会の期待に応える責務を感じながら、誠実に、そして具体的な形で答える立場にあると考える。実際の処遇現場にある様々な制約条件の只中で、受刑者の改善更生について考察した結果生まれたのが「言葉を預ける」なのだが、ここで現象学的な視点でその考察の過程を描き出しておくことは、この課題が単なる一過的な思いつきや何らかの思惑で始められたものでないことを示すことにもなり、さらには、考察に肉づけをし、進展する契機になるかもしれない。

さらに言えば、実務の中で現象学的な態度が新たな視野を提供する、構成のある一面⁶を照らし出すかもしれない。

刑務所に収容されることは、受刑者本人にとって、一般社会からの隔絶という観点では物理的な課題であるが、それぞれの刑期に着目すればそれは時間的な課題でもある。

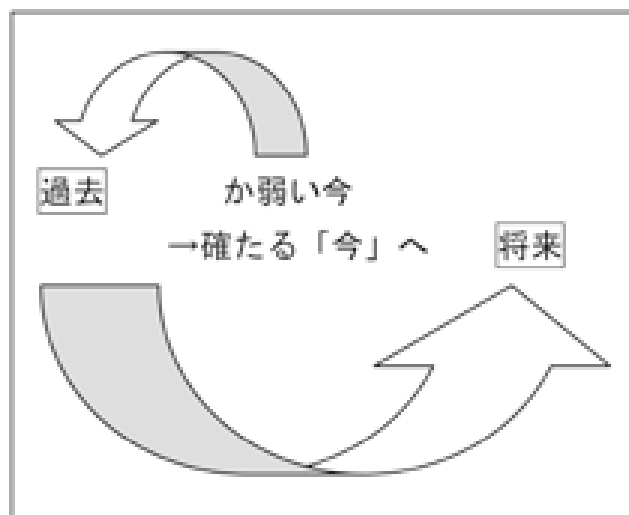
「言葉を預ける」は、受刑者が自分自身の人生を構成している「時間との関わり方」についてある一面を照らし出してくれるように思われる。

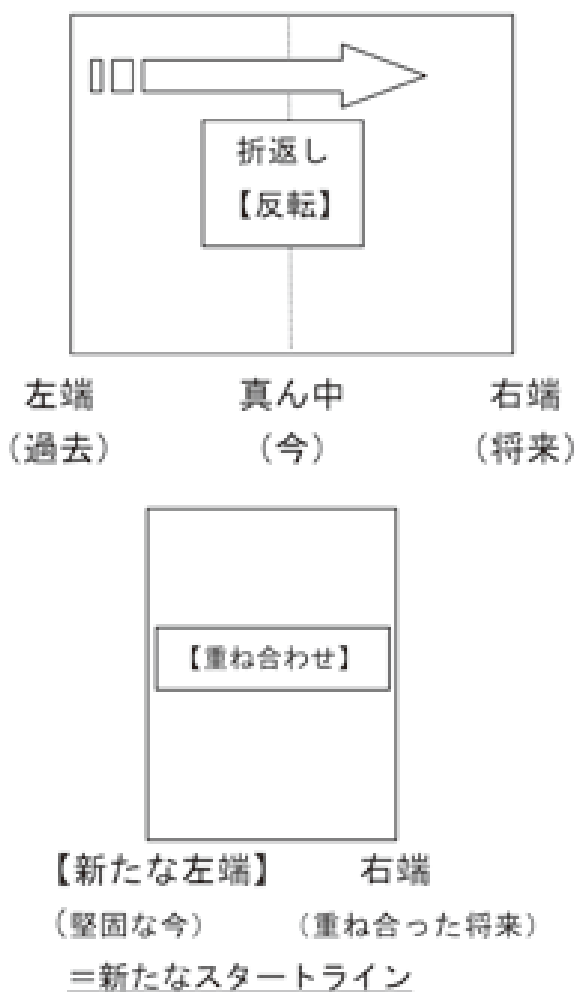
筆者は、当初、社会復帰に向けた矯正指導を受刑者に対し実践するには、当の受刑者本人が「収容されている今の自分（受刑生活）」を「これまで（過去の生活）とこれから（出所後の社会生活）との間」にどのように位置づけるのかを理解することが重要だと考えていた。

しかし、実務を通じて「今それ自体」はそのままではいつでも誰にとっても堅固であるとまでは言えず、むしろ時として、「部分的にあったことにされたり、あるいはすっかりなかったことすらされかねない」ほどの、か弱い存在であると思うようになった。

すでに何度も触れてきたが、本課題のもっとも特徴的であるのは、入所の時機をとらえて過去を振り返らせる機会を設け、数年先の出所の時期に、本人にとっては多くの場合は不意な形で返戻されるが、その振り返りがそのまま将来への展望として折り返される構成をとっている点である。

過去への振り返りが、今を折り目として、将来への展望として現れ出るこの仕組みは、結果として「折り目」としての今を一層堅固なものとする（折り紙を「真ん中」から右半分に戻し【反転】、それまでの左端（過去）が右端（将来）に重ね合った【重ね合わせ】時、それまで明確な線が引かれていなかった「真ん中」の箇所が「折り目」として浮き出され、それ（今の受刑生活）は新たな左端の線（出発点）となる構成をとっている。





ボルノーが生の充足を語る中で、客観的に流れる時間の経過と体験する人の心の中で流れる時間との差異に触れつつ「時間との関係」について述べているとおり⁷、過去に向けてにせよ、未来に向けてにせよ、「思いを馳せること」は、自分の人生を現に構成している時間との関係を問い質す（問い、正す）営みであるし、そうであればこそ「過去との交流からつねに新たな現在への力が生まれ、過去はこうして人を「圧倒する」たんなる重荷ではなく、同時に現在の生活を支える土台」（ボルノーpp.121）となる訳である。

本課題を着想するに当たり、実務家として確かに意識していたのは、「自己言及性」や「自尊心」そして「自筆性」を特徴としたカードの返戻を受けることによって、本人が出所後の社会生活への活力をそこから得る効能であったが、実は、現象学的な態度から見ると、【反転】と【重ね合わせ】によって、出所間近の本人の「今」が将来に向けた確たるスタートライン（左端）となることを考察していたこ

とがここで明らかとなった。

4 おわりに

刑務所における釈放前指導の概要と、新たな取組「言葉を預ける」の目的と特徴に触れ、最後に、現象学的な視点で当時の構想を時間性の観点から【反転】と【重ね合わせ】という概念で検討してきた。

最後に、釈放前指導期にカードの返戻を受ける受刑者は交付時にどのような表情を示すかについて触れておく。一律的な反応ではないのは当然だが、多くの者は受け取り、じっと読みふけるとのことである⁸。

そのような様子を見せる彼らの中で、その人生を構成している時間との関わりが整理され、結果として、出所後の再犯のない社会生活の基盤となることを企図しているし、また、実務家として受刑者の改善更生に向けた矯正指導のため、さらなる考察を深めたいと考えている。

注

¹ 刑事収容施設法施行以前の監獄法下でも、刑務所では「覚せい剤乱用防止教育」や「断酒教育」といった、犯罪に繋がる行動に焦点の当たった指導が行われてきた長い歴史があるが、それら指導を受けるかどうかは個々の受刑者の意思に任されていた。現行の刑事収容施設法では、入所時の心理専門職員による処遇調査を受け「処遇指標」というものが決定され、処遇指標の指す改善指導の類型（例えば、「R1」という処遇指標であれば薬物依存離脱指導を、「R2」という処遇指標であれば「暴力団離脱指導」を指す。）を受講することが義務づけられている。刑事施設における改善指導の仕組みや現状については、藤岡淳子（2014）に詳しい。

² 刑事施設における改善指導の一つである「アルコール依存回復プログラム」においても、本プログラムの受講効果を社会復帰後の生活に生かすための取組として、一部リマインダー・カードの作成が盛り込まれている。

³ なつかしい経験を思い起こすことと社会的サポートとの関係については、瀧川真也「なつかしさと記憶、臨床的応用」を参照。（楠見孝

ボルノー1969『人間学的に見た教育学』(浜田正秀訳) 玉川
大学出版部

- (2014) pp.106)
- 4 宮原 (2004) によれば、作者本人が自分自身を世界に生きる主観としてとらえるようになった表れとして、絵画作品内に「サイン」を忍ばせるようになったとしている。本課題にある自分自身の筆致に他ならぬ自分であるからこそ気づくことは、個としての人間の再確立に繋がる体験であると考え。
- 5 このように考えると、「筆致」とは、それを通じて自分自身を、自分自身と取り違えることなく、相対することができる、非常に特徴的な身体技法ということができる。
また、歴史を通じて色褪せるところか、人生の途上のどこを切り取っても当時の自分と今の自分とが同一人物であることを保障してくれる「絆めいたもの」であることに気づく。この特徴についてはまた稿を改める必要がある。
- 6 マックス・ヴァン＝マーネン (1990) によれば、現象学の対象とする「本質」は実体的なものではなく、その関係の仕方において「優れた記述はあるものの本質を構成し、それゆえ生きられた経験の構造が我々に対して姿を現す。その現れ方は、従来は見られなかったような仕方 (in a hitherto unseen way) においてであり、それによって、今や我々はその経験の本質と意義を捉えることができるのである。」のである。
- 7 ボルノー (1969) pp.114-121を参照。
- 8 「とのことである。」と記したのは、本職は企画実施後、部内異動となり、教育専門官(矯正指導の専門職員)にその後の事務処理及び出所時期のフォローアップのほぼ一切を依頼しなければならなかったためである。

引用文献

犯罪対策閣僚会議ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/120720/honbun.pdf>

楠見孝 2014『なつかしさの心理学』誠信書房

藤岡淳子2014『非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用』誠信書房

宮原勇2004『図説・現代哲学で考える〈表現・テキスト・解釈〉』丸善株式会社

マックス・ヴァン・マーネン 2011『生きられた経験の探求』(村山尚子訳) ゆみる出版

Max van Manen, Researching Lived Experience. 1990. The State of New York.